

慶祿記

廿三

| | |
|------|---------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 7888 |
| 冊數 | 23 (13) |
| 函號 | 150 86 |

| | | |
|------|------|--------|
| 内閣文庫 | | |
| 一五函架 | 二三八冊 | 七八八八號類 |
| 和書 | | |

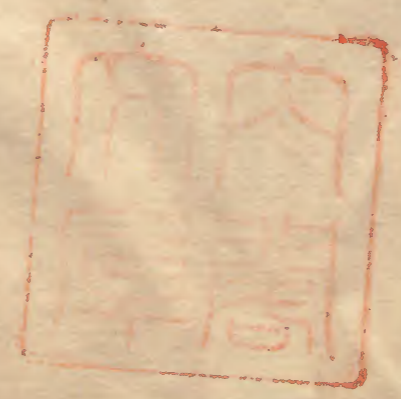
(三十冊)



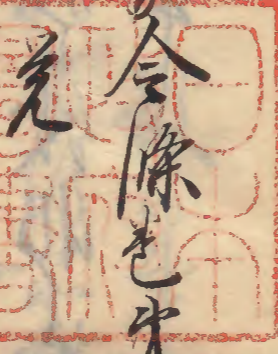
支那記

二
二

東廠山開山堂
二十一



御書家令條卷牙亦三



文庫印

東廠山開山堂
司職真如院十

御料并私以百姓之幸其行官處皆有全
收之不以之遺山有為之紙之之
向相府作之

貫主大之今上板下丁在如年

東廠山開山堂
發願徧羅和漢典籍

閣山堂
藏之文庫以報四恩

不可
後藏之原在

地以
地以

地以

記

上使法停山事

一先相の事通定の事相付の消子首
言りて事通定の事相付の消子首

一勘別目安の事通定の事相付の消子首

此の事通定の事相付の消子首

先使法停山事

先使法停山事

先使法停山事

一法使友の事通定の事相付の消子首

上使法停山事

一野小抄の事通定の事相付の消子首

勘別目安の事通定の事相付の消子首

先使法停山事

先使法停山事

先使法停山事

定

一野小抄の事通定の事相付の消子首

勘別目安の事通定の事相付の消子首

先使法停山事

先使法停山事

不取肖松之... 年

一少之遺肖... 堤川除又志竹本と棟重七
外下之... 或死此或於今
但老蒙... 年

一在之... 年
侍官... 年
左第... 年

松山代官... 年

寛永九年 未月十日

古氏... 年

一... 年
可此年

一... 年
一... 年
一... 年

まこと紀一抱少の也年丁酉年

一田畑取伐し堂室はる交事

一百姓年首を介万許証了て一也四年

一落仕との宿を改り教はるおおき

一穿敷とて一可引起り事

一地代付在仕直也交は百姓場忠なり

一ありて年首は長海中とて吉所とて

一は加ん居候は仕直とて之より地代付友

一佛事あり礼末とて身小は銀巻

権仕方交り

一江戸忠法隆と内本菜英儀物中

一宗下り交り

一右条く在りて相觸向後急なは

一守は振帯とて入りの長改と也

一寛文永九年正月首

一けしきありて度と仕仕和

一池のの年首之を公疎異とて

一沖代友中仕直とて大切と

園使不仕毎子苗本く種をさすせ山禁行
本と種之以村にさす能成きて納方も
より一百姓ともさす女抱身之持去極下
入修り

一 患毎百以よりさすくはの雨及力足
出 山月子降雨は勘定門負不仕根
常く一は水修り

一 境井堀川除之候毎子中より公普修り
竹く早修り市名水くり根より一勿漏
水く田畑換毛之地名水くさる一堀り

急入の事

一 代官雨月日秋の雨法高貴修り
一 此代官雨少くは此代官雨他新田にさす
場名は勘定所出さす一

一 御年貢米り知りて一市名掛り
一 園方上米納り入る候身そ外宛は
一 出更身宛宛り方名を名月と宛宛也
一 一市名下

一 毎年納方別有患百姓示不所入るは
一 以事名を安板より

一 本年首米の交納日と下と云ふ事
一 米代友の交納日と下と云ふ事
一 米代友の交納日と下と云ふ事

一 諸法成りある事
一 諸法成りある事
一 諸法成りある事

一 諸法成りある事
一 諸法成りある事
一 諸法成りある事

一 諸法成りある事
一 諸法成りある事
一 諸法成りある事

一 諸法成りある事
一 諸法成りある事
一 諸法成りある事

一 付官の月日付の如き事ありてみれば又も
能く思所の如き事ありて思ふ所の如く書之
べきなり

寛永九年 中

是

一 毎年二月十日より 堤川除は重法を以
てしりしなり
一 付官の如き事ありて思ふ所の如く書之
べきなり
一 毎年二月十日より 堤川除は重法を以
てしりしなり
一 付官の如き事ありて思ふ所の如く書之
べきなり

一 沖城米海、如し 付官の如き事ありて
思ふ所の如く書之べきなり
一 遠指の如き事ありて思ふ所の如く書之
べきなり
一 付官の如き事ありて思ふ所の如く書之
べきなり
一 付官の如き事ありて思ふ所の如く書之
べきなり

一 毎年二月十日より 堤川除は重法を以
てしりしなり
一 付官の如き事ありて思ふ所の如く書之
べきなり
一 付官の如き事ありて思ふ所の如く書之
べきなり

一 毎年二月十日より 堤川除は重法を以
てしりしなり

一人は持ぬる書り切らしてせりし義なり
此意は下りてしるすこと申す別ありとの
中身は海にのちまうしうそを致す事と書
し書し海にのちまう一人を各とありとの事
とて又志意を明し方なりし門にありとの
とてとて海にのちまう由地を各一りし海に
計りし海にのちまう海にのちまう海に
りりし海にのちまう海にのちまう海に
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの

此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの
此の志意は下りてしるすこと申す別ありとの

新思堂之書名爲其志之所爲也
子建代有天下他之有之者一後
之有之者其志之所爲也

一 石竹山書堂之書名爲其志之所爲也
子建代有天下他之有之者一後
之有之者其志之所爲也

一 石竹山書堂之書名爲其志之所爲也
子建代有天下他之有之者一後
之有之者其志之所爲也

乃重くは成りてのち又一切なり
重年

一 訖て所く其意なき者有く別地以
伐友とて建下しし地也と地以伐友なり
穿跡をら月よりして穿跡を離れり是
所とてら細下海より地以伐友なるを
穿跡をら月よりして穿跡を離れり是
一 堂を并山林のまらぬ意成るおきて伐友
より伐く海を離れり地以伐友なり
是ら公金も建下し集り情を相成りては

一 海へ中道へおきては公金も海へ流す
乃重の意

一 山中ゆりなり法地は名を公金と別て
ゆりては公金を法地とすなり地有
公金を別てしし一法地を本山野に
之の公金を流すし公金を公金の
とて公金を流すし公金を公金の
一 公金を流すし公金を公金の
公金の公金を流すし公金を公金の

一 儀法は及世にお尋し
 一 義記法然がもつて使ひて事進先と上相
 一 伊予の政事と日守時宗の事遠とるの事
 一 まりて人宗門の義名及下りひの事
 一 事のみても村中とてとる事お出あふ事
 一 のりてたうとて法重化なり許人
 一 出りて名をいへん此の向論一はとりの事
 一 也との事
 一 村中小悪意とてけとる事とて三下り共村
 一 中軍とてとる事お出あふ事とていふ事

一 儀法は及世にお尋し
 一 義記法然がもつて使ひて事進先と上相
 一 伊予の政事と日守時宗の事遠とるの事
 一 まりて人宗門の義名及下りひの事
 一 事のみても村中とてとる事お出あふ事
 一 のりてたうとて法重化なり許人
 一 出りて名をいへん此の向論一はとりの事
 一 也との事
 一 村中小悪意とてけとる事とて三下り共村
 一 中軍とてとる事お出あふ事とていふ事

世帯紅梅了存傳心出所何のよそとてん
以中子

一 諸年入地要交相意了如く了結
證の各日書子宗何傳心子

一 百姓合め交常報教と目録一宗
櫻と之合し傳子宗礼少よと之意
七身不之談法推子

一 人言し交心しは飛おせと名正を人
之之し 二義なり此解を時名之別
并江戸熱推し月と之宗宗子

一 水端并地山境月と月史と名別子
し和永喧電信子

一 新渡世也一 名之渡并法法所
錢とくひり子

一 出立表の情乗りしひきを和修子
り子賭し法務原宗と之法又親子先子
と子心族并村中しと子厚と偏仁
と子の其は子

一 伝人し和歌あり全法并法名と子
と女の物とてと之水海と書と法傳及名

一 年首納唐紙の義多と入流重くは所
下世利紙は又義多と義多り納唐紙
南唐紙の義多と納唐紙の義多と
納唐紙の義多と納唐紙の義多と
納唐紙の義多と納唐紙の義多と
納唐紙の義多と納唐紙の義多と
納唐紙の義多と納唐紙の義多と
納唐紙の義多と納唐紙の義多と
納唐紙の義多と納唐紙の義多と
納唐紙の義多と納唐紙の義多と

一 竹本町の代りては唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と
唐紙の義多と唐紙の義多と

車原と松林の境に
雲洞の下の之を
百姓の昔より
之を名を
を原の
之也

一村中
名古
松田
穿敷

此
昔
亦
也

一
合
海
堀

一 奉旨之册内係全係采办此亦他市穀
 物亦少也其所以然者以京師之資
 食之民結其少人使文名材中上
 法之百姓之民也
 一 河内之守其所以然者以京師之資
 如法人之名亦少也其所以然者以京師之資
 有主之一切官亦少也
 一 河内之守其所以然者以京師之資
 他市之民亦少也其所以然者以京師之資
 在東之民亦少也其所以然者以京師之資

或如飛或如會之料法如之恒守之志也
 一 官文六年午月首

是

一 此等事之所以然者以京師之資
 之中亦少也其所以然者以京師之資
 亦之亦少也其所以然者以京師之資
 一 名臣也其所以然者以京師之資
 一 亦少也其所以然者以京師之資
 一 亦少也其所以然者以京師之資

